

理工学研究科修士課程学位論文審査基準

審査体制

主査1名、副査2名以上

評価項目

1. 研究の位置付けと意義

先行研究の十分な調査と理解の下に、学術的あるいは社会的意義を有すると認められるテーマが設定されている。

2. 研究方法の妥当性

法令および研究倫理の遵守の下に、研究テーマに必要とされる実験、観測、調査、資料収集、分析、考察等が適切かつ十分なされている。

3. 結論の妥当性

研究結果の解釈及び論述が明快かつ論理的で、関連研究の成果を適切に引用しつつ結論が提示されている。

4. 論文の体裁

文章表現、図表の提示方法、構成が適切である。また、無断引用や学位論文として不適切な表現や表記がない。

5. 発表能力

口頭発表の能力が十分あり、質疑に対する応答が適切にできる。

評価基準

上記1～5の評価項目すべてについて、修士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

理工学研究科博士課程学位論文審査基準

審査体制

主査1名、副査4名以上

評価項目

1. 研究の位置付けと意義

先行研究の十分な調査と理解の下に、学術的あるいは社会的意義を有し、かつ、新規性と独創性が認められるテーマが設定されている。

2. 研究方法の妥当性

法令および研究倫理の遵守の下に、研究テーマに必要とされる実験、観測、調査、資料収集、分析、考察等が適切かつ十分なされている。

3. 結論の妥当性と意義

研究結果の解釈及び論述が明快かつ論理的で、関連研究の成果を適切に引用しつつ結論が提示されている。加えて、当該学術分野または社会に貢献する内容を含んでいる

4. 論文の体裁

文章表現、図表の提示方法、構成が適切である。また、無断引用や学位論文として不適切な表現や表記がない。

5. 発表能力

口頭発表の能力が十分あり、質疑に対する応答が適切にできる。

評価基準

上記1～5の評価項目すべてについて、博士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

(参考)

学位の審査は、論文審査及び最終試験の合否の判定によって行われる。最終試験の方法は次のように定められている。(帝京科学大学大学院理工学研究科学位審査取扱要項 第15条)

第15条 最終試験は、次の方法によって行う。

- 一 専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な研究能力又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力の有無を判定するための口頭又は筆記による試験
- 二 専門の研究活動又は高度に専門的な業務を行うのに十分な外国語の素養の有無を判定するための口頭又は筆記による試験